女性活躍・両立支援推進員　～私たちが皆様の職場にお伺いします！～

櫻田　豊久 推進員
県北地域

永田　純一 推進員
県央地域

藤原　利巳 推進員
県南地域

女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援に力を尽くしてまいります。
ご遠慮なくお話をお聞かせください！

他の機関とも連携しています

秋田県建設産業担い手確保育成センター
＜県建設政策課内＞

建設産業の担い手確保・育成へ向けた取組を行います。

- 担い手確保育成推進員が、企業・学校等と連携して、建設企業出前説明会を開催します。
- 企業と若者とのマッチングを強化し、入職者の確保を推進します。
- 女性活躍ネットワーク活動等を支援します。

若者定着支援員
＜各地域振興局＞

若者の県内定着の促進に向けた取組を行います。

- 企業訪問における新規求人の開拓や、高校訪問における企業採用情報等の提供を行います。
- 企業・高校等と連携し、効果的な採用活動の普及啓発を行います。
- 新規学卒者、Aターン希望者の県内就職を促進します。

秋田働き方改革推進支援センター
＜秋田労働局委託事業＞

県内企業の働き方改革を通して「魅力ある職場づくり」を支援します。

- 労務管理の専門家が個別相談に応じます。（窓口、訪問、電話など）
- 事業主向けセミナーを実施します。

住　　所　秋田市大町3-2-44　大町ビル3F
電　　話　0120−695−783
メ ー ル　akita2@akita-sr.or.jp
受付時間　午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日・年末年始を除く）

第５次秋田県男女共同参画推進計画を策定しました！　詳しくはこちら⇒

○県内企業に関する現状や施策について（一部抜粋）

現状	施策の方向	基本施策
事業所における「男性の育児休業取得率」と「女性管理職の割合」は、**低率で推移**	○女性が活躍し続けられる職場づくりの推進 ○女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	○企業等における女性の登用促進 ○男性の家事・育児・介護等への参画促進

「あきた結婚支援センター」

Deai Plaza
あきた結婚支援センター

従業員の方が結婚や出産し、家庭を築くことは、職場への定着など企業の皆様にとっても大きなメリットがあります。

結婚を希望する独身従業員の出会いや結婚支援に、あきた結婚支援センターをご活用下さい。

センターの活動例

◆ＡＩマッチングシステムによる会員同士のお見合い
◆オンライン婚活
◆婚活スキルアップのための出前講座

お問い合わせ先
018-874-9471

お問い合わせ先
秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
〒010-8570　秋田市山王四丁目１－１
TEL：018-860-1555
E-mail：persons@pref.akita.lg.jp

こちらもご覧ください
あきた女性の活躍 応援ネット
あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト いっしょにねっと。

〈令和３年５月発行〉

あきた女性活躍・両立支援センター

企業における女性の活躍推進や両立支援に関するワンストップ相談窓口です

『あきた女性活躍・両立支援センター』が皆様の取組をお手伝いします！

女性活躍・両立支援推進員による企業訪問

- ３人の女性活躍・両立支援推進員が県北、県央、県南の３地域に分かれて訪問します！
- 主に従業員数300人以下の中小企業を対象に、法制度や各種支援制度の内容をお知らせしながら、企業ニーズを収集します！

専門アドバイザーの派遣

- 専門アドバイザー（社会保険労務士）が訪問し、一般事業主行動計画の策定や取組のフォローアップを行います！
- 「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けて支援します！

窓口、電話などで相談受付

- 電話（フリーダイヤル）やメールなどによる相談窓口を設置しています！
- 企業の取組や各種支援制度の紹介など、さまざまな相談に対応します！

お気軽にご連絡ください！

あきた女性活躍・両立支援センター

所在地	〒010-0923 秋田市旭北錦町１-47（秋田県商工会連合会内）
相談時間	午前９時～午後５時（土・日・祝日・年末年始は休み）
電話番号	0120−868−860
メールアドレス	jrsien@skr-akita.or.jp
URL	https://common3.pref.akita.lg.jp/jyosei/ryoritu

あきた女性活躍・両立支援センター　検索

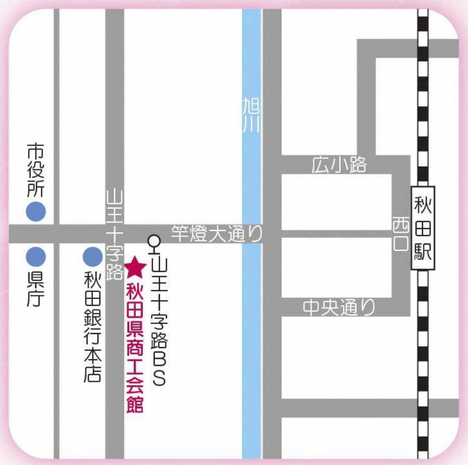

女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援に取り組みましょう！

何をしたらいい？どんなメリットが？

女性の活躍推進

一人ひとりの働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

例　女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など

仕事と育児・家庭の両立支援

従業員が仕事と育児・家庭の両立を図り、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

例　利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、所定外労働時間の削減など

期待できるメリット

企業

○従業員や従業員の家庭を大切にする、働きやすい企業というＰＲになり、**優秀な人材の確保につながる**。
○従業員の勤続年数が伸長し、**採用と教育コストの削減につながる**。
○従業員の休暇等に対応するため、業務内容の見直しにより**生産性の向上につながる**。

従業員

○**自らの個性と能力を生かした働き方**ができるようになる。
○育児や家事をしたり、私生活を充実させることで**仕事にも意欲的になれる**。
○仕事と育児・家庭との両立ができ、**継続した就業につながる**。
○育児や家事を通じて時間の管理や物事を予測するなど、**マネジメント・リスク管理の能力が身につく**。

取組を進めるために、まずは「一般事業主行動計画」の策定を!

一般事業主行動計画（以下、行動計画）は、下表のそれぞれの法律に基づき事業主が女性の活躍推進又は従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。令和４年４月から女性活躍推進法に基づく計画策定が義務となる事業主の対象が拡大されます。
<常時雇用労働者数の対象要件　301人以上→**101人以上に拡大**>

	女性の活躍推進	両立支援
法律	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女性活躍推進法）	次世代育成支援対策推進法（略称：次世代法）
計画の概要	雇用している又は雇用しようとする女性従業員に対する活躍の推進に関する取組を計画	従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに関する取組を計画

行動計画の内容は？

行動計画には、目標や計画期間などを盛り込む必要があります。目標は、自社の「女性の活躍推進」に関する状況把握や課題分析のほか「仕事と育児・家庭の両立支援」に関する現状や従業員のニーズ等に基づいて設定しましょう！

例えば、このような目標が考えられます!

女性の活躍推進

【目標例】
・管理職に占める女性割合を〇割まで引き上げる。
・女性の技術職を〇名以上採用する。
・非正規から正規労働者への転換を推進する。　　など

仕事と育児・家庭の両立支援

【目標例】
・男性従業員の育児休業の取得率を〇%以上にする。
・子育てを目的とした独自の休暇制度を創設する。
・小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する。
・「ノー残業デー」を月〇回実施する。　　など

行動計画を公表しましょう！

行動計画の公表は自社の取組を広く周知するもので、求職者の企業選択に活用されます。
また、自社の従業員に対しても行動計画を周知することが大切です。

行動計画の公表は、厚生労働省の次のウェブサイトから行うことができます。
また、このサイトでは、自社の状況把握や課題分析などを行うこともできます。

女性活躍・両立支援総合サイト

えるぼし・くるみん等の認定を受けましょう！

えるぼし
女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし」認定を受けることができます。

くるみん
次世代法に基づく行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣から「くるみん」認定を受けることができます。

※より高い水準の取組を行った企業は「**プラチナえるぼし**」「**プラチナくるみん**」認定を受けることができます。

〈行動計画や認定に関するお問い合わせ〉
秋田労働局　雇用環境・均等室　TEL：018－862－6684

えるぼし3段階目
くるみん
プラチナえるぼし
プラチナくるみん

男女共同参画センターが開催するセミナー等にご参加ください!

男女共同参画センター（北部･中央･南部）では、男性の家事･育児と仕事との両立を促進するためのセミナーのほか、女性の管理職やリーダーを育成するための研修会等を開催します。このようなお悩みがある場合はぜひご参加ください。

～お問い合わせはこちら～

○北部男女共同参画センター　TEL：0186-49-8552
○中央男女共同参画センター　TEL：018-836-7853
○南部男女共同参画センター　TEL：0182-33-7018